

平成23年10月12日学長裁定
平成24年 6月13日一部改正
平成29年11月15日一部改正
平成31年 3月19日一部改正

静岡大学大学院光医工学研究科及び静岡大学大学院自然科学系教育部の成績優秀者
に対する授業料等免除に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、大学院光医工学研究科（以下「光医工学研究科」という。）及び大学院自然科学系教育部（以下「自然科学系教育部」という。）において優秀な学生を確保するとともに、これらの大学院における学生の学修意欲の向上を図るため、静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第17条の規定に基づき、当該学生に係る授業料及び入学料の免除の特例について、必要な事項を定める。

(授業料免除の特例対象者)

第2 授業料の免除に関する特例の対象者は、各年次各々の入学定員数の合計人数の1割以内とし、双方の協議により配分を決定するものとする。

(授業料免除の特例対象者の選考)

第3 学長は、全学学生委員会の議を経て、入学試験又は前年度の成績が優秀であり、かつ、優秀な人物と認められる者として光医工学研究科長及び自然科学系教育部長から推薦があった者の授業料を各期ごとに免除することができる。

(授業料免除の額)

第4 免除できる授業料の額は、その各期分の授業料の全額とする。

(入学料免除の特例対象者)

第5 入学料の免除に関する特例の対象者は、光医工学研究科及び自然科学系教育部の入学定員数の合計人数の1割以内とし、双方の協議により配分を決定するものとする。

(入学料免除の特例対象者の選考)

第6 学長は全学学生委員会の議を経て、入学試験の成績が優秀であり、かつ、優秀な人物と認められる者として光医工学研究科長及び自然科学系教育部長から推薦があった者の入学料を免除することができる。

(入学料免除の額)

第7 免除できる入学料の額は、入学料の全額とする。

(特例等)

第8 第2から第7に規定するもののほか、学長は、役員会の議を経て、戦略的な大学運営を図るため、特に必要と認める場合には、特定の者若干人の授業料及び入学料の全額を免除

することができる。

附 記

この要項は、平成23年10月12日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年6月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。